# 名古屋守山ロータリークラブ

## 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル Ver.1

# コロナウイルス感染防止対策指針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、的確かつ迅速に感染症対策を実施するため、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策を推進します。「必ず周りに無症状の感染者がいる」「自分が無症状感染者かもしれない」と自覚し、自身が感染防止策をとって行動してください。

# 例会等開催の判断基準

- 1. 国もしくは県より、外出自粛等の緊急事態宣言が出された場合、その期間内の例会等はすべて延期、または中止とする。
- 2. 開催可否の判断は、原則、理事役員会の決議で行う。なお、理事役員会の決議において、三役(会長・副会長・幹事)に権限を委任することができる。

### 例会等開催時の感染症対策

- 自宅(もしくは会社等)から出発する前に、検温を実施。
  ※体温が37.5℃以上ある場合や体調が悪い場合は参加を見合わせてください。
- 会場入口での手指消毒及び検温の実施。
  ※体温が37.5℃以上ある場合は参加を見合わせてください。
- 3. 飲食時以外は、必ずマスクを着用する。
- 4. 例会等開催前に、ドアノブやマイク、イス等の消毒を実施。
- 5. マイクの使い回しは行わない。マイク使用後は、必ず消毒をすること。
- 6. ロータリーソング及び4つのテストの唱和は当面中止とする。
- 7. 静かに食事をとり、グラスや箸等の飲み回し、使い回しは行わない。
- 8. 着席時、前後距離1. 5m、左右1m以上の間隔と取る。
- 9. 帰宅時は手洗い及びうがい、手指消毒を行う。
- 10. スマートフォンを所持している会員は、出来る限り、厚生労働省のコロナ対策アプリ「COCOA」をスマートフォンにインストールしていただく。

# 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合<本人の場合>

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医など身近な医療機関へ相談してください。

① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ② 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- (※) 妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や 透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も、相談してください。

- ① 症状が4日以上続く場合は必ず相談。
- ② 症状が強くなったと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合は、すぐに相談。(4日以上待たずに)

### <例会等参加中に症状が出た場合>

- ① 幹事に報告し、直ちに帰宅して自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。
- ③ 念のため、症状があった会員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

# PCR 検査等の検査を行った場合

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
- ② 検体採取は、受診した医療機関もしくは、「PCR 検査センター」等で行います。指示に従ってください
- ③ 検査結果が出るまで、1~2 日程度かかる場合があります。その間は他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。家庭内での飲食もできるだけ別にするようにしてください。

# 感染が確定した場合<本人の場合>

- ① 診断が確定したら、保健所の指示(法的入院、就業制限等)に従うとともに、幹事に連絡をしてください。
- ② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も幹事に連絡をしてください。

# 感染により欠席した場合の取り扱いについて

感染により例会を欠席した場合は、欠席としては取り扱わない。

# 感染後の例会等復帰の目安

- ① 感染の症状が見られた場合、次の場合に退院となり復帰可能とする。
- 発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過(最短10日)

- ② 感染の症状が見られなかった場合、次の要件を満たした後に退院となり復帰可能とする。
- ・検体採取日から 10 日以上経過

# 濃厚接触者となった場合<本人の場合>

- ① 幹事に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で判明した場合は外出しないでください。
- ② 保健所へ連絡し、 保健所からの指示事項を幹事に伝えてください。 <u>最終接触から、14日間の自</u>宅待機とします。 可能な場合、Web 会議システム等で例会等に参加してください。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

# 濃厚接触者であることが疑われる場合<本人の場合>

仕事や日常生活で接した人に、感染もしくは濃厚接触者の疑いがある場合や、自分が行った場所で 感染者や濃厚接触者が出たことがわかった場合など

- ① 確認できた状況を整理し、幹事に連絡してください。自宅でわかった場合は外出しないでください。
- ② 幹事は、接触状況等を詳細に把握してください。
- ③ ②の接触状況等を踏まえて例会等への参加可否を判断します。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

#### <補足事項>

状況によっては、直接濃厚接触者であることが疑われなくても、接触があったとして保健所が PCR 検査を行う場合があります。その場合、原則として参加の制限はしませんが、本人と相談の上、参加の可否を判断します。参加する場合は、体調管理と感染防止策の徹底に留意してください。

# 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、幹事に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 同居家族等が濃厚接触者であるかどうか確定するまで、一定期間、例会等への参加を不可とする場合があります。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

# 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、幹事に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 同居家族等の経過観察期間と同じ期間を自宅待機とします。また、当該同居家族等との接触を避けてください。
- ③ 同居家族等が保健所による PCR 検査等を受けて陰性だった場合は自宅待機を解除しますが、引き続き当該同居家族等との接触は避けてください。例会等参加に際しては、本人と相談した上で判断します。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

# 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が出たら、念のため幹事にその旨を伝えてください。自宅でも感染防止策の徹底に留意してください。
- ② 同居家族等において解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、幹事にその旨を伝えてください。

# 同居家族等の感染が確定した場合

同居家族等の感染が確定した場合、会員は濃厚接触者になります。

濃厚接触者になった場合<本人の場合>を参照してください。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他: 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。